公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針について

2021年7月29日 消費者庁参事官室 (公益通報・協働担当)

## 第1 はじめに

令和2年6月12日に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(令和2年法律第51号)においては、改正後の公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第11条第1項及び第2項により、公益通報対応業務従事者を定めること及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが事業者に求められることとなった。これらの事項に関しては、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について、内閣総理大臣が指針を定めることが求められている(同条第4項)。この指針を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないと規定されている(同条第5項)。

そして、令和3年5月21日開催の消費者委員会本会議(以下「前回本会議」という。)において指針案をお示し御検討いただいたところであるが、パブリックコメント手続きを終え、今回、改正後の法第11条第5項の規定に基づき内閣総理大臣名により正式に消費者委員会へ意見を求めるものである。

## 第2 指針案の変更点等

令和3年4月28日、指針案についてパブリックコメント手続を開始したところ(意見提 出期限は同年5月31日)、約40件の意見が寄せられた。これらの意見や前回本会議での御 指摘等を踏まえ、前回本会議でお示しした指針案に所要の修正を加えた。

前回本会議でお示しした指針案からの変更点は下表のとおりである。

変更の趣旨	該当箇所	変更または追加した文章
前回お示しした指針案の「労働者」に	第2	「労働者 <u>等</u> 」
は、派遣労働者も含むため、公益通報	用語の説明	
者保護法、労働基準法、その他の法令	等	
上の労働者とは異なるため、この点を		
明確にした。		
指針案で定める「不利益な取扱い」は、	第2	「不利益な取扱い」とは、公益通報
公益通報を理由として行われる不利	用語の説明	<u>をしたことを理由として、当該公益</u>
益取扱いであるところ、かかる趣旨を		通報者に対して行う解雇その他不
明確にした。		利益な取扱いをいう。

## 第3 今後の予定

8月中目途 指針の成案公表及びパブリックコメントの結果公表